

平成 27 年 4 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
トーセイ・リート投資法人

代表者名 執行役員 黒山久章

(コード番号：3451)

資産運用会社名

トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 中村博

問合せ先 REIT 運用本部財務企画部長 吉田圭一

(TEL. 03-3433-6320)

物件取得に係る優先交渉権の付与及び解除に関するお知らせ

トーセイ・リート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本投資法人のスポンサーであるトーセイ株式会社（以下、「スポンサー」といいます。）からの優先交渉権を付与されている物件について、下記のとおり異動がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 優先交渉権付与物件の付与及び解除

優先交渉権付与

物件名 : 横浜新関内ビルディング（「3. 優先交渉権取得物件の概要」ご参照）

付与日 : 平成 27 年 4 月 27 日

優先交渉期間 : 上記付与日より平成 27 年 7 月 31 日まで

なお、上記交渉期間満了日 1 ヶ月前までに優先交渉権解除に関する申し入れが無い場合には、2 ヶ月毎に自動更新されます。

優先交渉権解除

物件名 : 錦糸町マークビル

解除日 : 平成 27 年 4 月 27 日

解除理由 : スポンサーからの通知受領により優先交渉権行使期間が終了したため。

経緯 : 今般解除となる錦糸町マークビル（以下、「本解除物件」といいます。）に対する優先交渉権は、スポンサーによる本投資法人の外部成長のサポートを目的に買取りについて一定期間の優先交渉権を付与されたものです。しかしながら、上記解除日現在においても本投資法人の投資基準を一部充足しない状況が継続しており、また当面充足の見込みもないことから、優先交渉権行使期間を更新することなく終了させることといたしました。

なお、今般の優先交渉権解除に際して違約金等は発生いたしません。

2. 優先交渉権について

優先交渉権の付与は、本投資法人、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下、「本資産運用会社」といいます。）及びスポンサー間で締結されている「スポンサーサポート等に関する覚書」にもとづき行なわれるものであり、これにより本投資法人は、将来の物件取得の機会を確保し、物件を適切なタイミングで取得し外部成長を達成することを目指します。

本日優先交渉権を付与された横浜新関内ビルディング（以下、「本物件」といいます。）については、取得価格、取得時期等も未定であり、また必ずしも取得できるという保証はなく、本投資法人も本物件の取得について義務を負うものでもありません。

実際の本物件の取得にあたっては、必要なデューデリジェンスを行った上で、本資産運用会社の利害関係人取引規程に基づき意思決定を行います。

なお、本優先交渉権の取得に関する本投資法人からスポンサーに対する対価は発生いたしません。

3. 優先交渉権取得物件の概要



物 件 名	横浜新関内ビルディング
所 在 地	横浜市中心区住吉町
物 件 タ イ プ	オフィス
敷 地 面 積	1,227.47 m ²
延 床 面 積	9,405.48 m ²
構 造 ・ 階 数	鉄骨鉄筋コンクリート造・12階建
竣 工 年 月 日	昭和59年3月5日

4. 今後の見通し

本優先交渉権の付与及び解除による平成27年4月期（第1期）の運用状況への影響及び運用状況の予想の変更はありません。

《参考》本日現在スポンサーより優先交渉権を付与されている物件（上記を除く）



物 件 名	SEA SCAPE 千葉みなと
所 在 地	千葉県千葉市
物 件 タ イ プ	住宅



物 件 名	第3吉野ビル
所 在 地	東京都江戸川区
物 件 タ イ プ	オフィス

以 上

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人ホームページアドレス：<http://www.tosei-reit.co.jp>